

議員提出議案第4号

有機フッ素化合物汚染対策の強化に関する意見書

上記の議案を提出する。

令和6年3月26日

提 出 者

24番 西園寺 みきこ

13番 さこう も み

21番 本 間 まさよ

武蔵野市議会議長 落合 勝利 殿

有機フッ素化合物汚染対策の強化に関する意見書

発がん性が指摘される有機フッ素化合物（総称 P F A S）が国内各地で検出されている。P F A S は生体内に長く蓄積するため、健康への悪影響が懸念される。国連ストックホルム条約会議（2009年）で製造や使用が原則禁止されたが、環境中に漏出した P F A S は減衰することなく土壤中に長くとどまり続ける。

世界保健機構（W H O）の専門組織である国際がん研究機関（I A R C）は昨年、P F O A を 4 段階中最も高い「発がん性がある」レベルに評価を引き上げた。また P F O S は上から 3 番目の「発がん性のおそれがある」レベルとした。

国は多摩地域の水源井戸で高濃度 P F A S が検出された 2020 年、水道水の暫定目標値を 50 ナノグラム／リットル（P F O A ・ P F O S 合算値）に設定した。昨年米国環境保護庁（E P A）が公表した新たな基準値案は、P F O A ・ P F O S それぞれ 4 ナノグラム／リットルと一桁低く、世界で共通の評価が定まっていない。

本年 1 月、内閣府食品安全委員会は 1 日当たり許容摂取量を P F O A ・ P F O S それぞれ 20 ナノグラム／体重 1 キログラム当たり、と従来の基準を維持した。

水源の約 7 割を地下水に依存している武蔵野市の水道事業は、2 か所の浄水場管末給水栓はもとより、2020 年以降水源井戸ごとの水質検査を行い、監視を続けている。また水源以外の井戸の水質検査にも積極的に取り組んでいる。

以上のことより、武蔵野市議会として下記事項を要望する。

記

- 1 P F A S に関する情報を国民にわかりやすく公表すること。
- 2 P F A S 汚染の原因究明を進めること。
- 3 P F A S 対策は、国による広域的な対応が不可欠である。水質調査、除去費用に関する財政支援制度を創設すること。
- 4 P F A S の土壌・農畜産物等への影響を明らかにし、必要な対策を速やかに実施すること。
- 5 予防原則に基づき、P F A S の許容摂取量の検討を継続すること。
- 6 P F O A ・ P F O S だけでなく、P F H_x S 等類似物質を規制対象に加えるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月 日

武蔵野市議会議長 落合 勝利

農林水産大臣	}	宛て
国土交通大臣		
環境大臣		